

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年、国連で採択された女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり日本は1985年に批准している。

その後、女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、同条約の「選択議定書」が1999年国連総会で採択された。選択議定書を批准すれば、条約上の権利を侵害され、性差別を受けたにも関わらず、国内で救済されなかった人が、国連の女性差別撤廃委員会に「個人通報」することが可能となる。

通報を受けた委員会は、それが条約上の違反に当たると認定すれば当事国に対し見解を示し勧告することができる。このことは法改正や司法の判断の影響を通じて、女性差別撤廃条約の内容が確実に私たちの暮らしに届く契機となる。

女性差別撤廃条約の締約国189カ国中、115カ国が選択議定書を批准している中で、日本はまだ批准していない。

各国の男女間格差を示すジェンダーギャップ指数について初めて広報された2006年以来、日本は0.65前後で推移しており、完全な平等を示す1.0に向かう傾向が全く見られない。当時80位だった世界ランクは下がり続け2025年には148カ国中118位であった。このことは、20年近く男女の格差をなくすための策が講じられなかったことを示している。

日本国憲法第98条では「締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と国際協調を謳っている。日本が選択議定書を批准することは、女性だけでなく全ての人々が尊重される社会をつくり、男女平等社会の実現に向けての重要な一歩である。

よって、国会及び政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月8日

|        |    |     |   |
|--------|----|-----|---|
| 衆議院議長  | 額賀 | 福志郎 | 様 |
| 参議院議長  | 関口 | 昌一  | 様 |
| 内閣総理大臣 | 高市 | 早苗  | 様 |
| 総務大臣   | 林  | 芳正  | 様 |
| 法務大臣   | 平口 | 洋   | 様 |
| 外務大臣   | 茂木 | 敏充  | 様 |

埼玉県比企郡鳩山町議会